

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月6日

【会社名】 前澤ホールディングス株式会社

【英訳名】 MAEZAWA Holdings CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 宮川多正

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目6番1号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 前澤工業株式会社
上席執行役員管理本部副本部長 中谷啓司
前澤化成工業株式会社
経営企画室 室長 大庭広紀

【最寄りの連絡場所】 前澤工業株式会社
埼玉県川口市仲町5番11号
前澤化成工業株式会社
東京都中央区日本橋小網町17番10号

【電話番号】 前澤工業株式会社
048 - 251 - 5511(代表)
前澤化成工業株式会社
03 - 5962 - 0711(代表)

【事務連絡者氏名】 前澤工業株式会社
上席執行役員管理本部副本部長 中谷啓司
前澤化成工業株式会社
経営企画室 室長 大庭広紀

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 66,475百万円
(注) 本有価証券届出書提出日において未確定であるため、前澤工業株式会社(以下「前澤工業」といいます。)及び前澤化成工業株式会社(以下「前澤化成工業」といいます。前澤工業及び前澤化成工業を併せて以下「両社」といいます。)の最終連結会計年度末(前澤工業は2025年5月31日、前澤化成工業は2025年3月31日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本有価証券届出書提出日現在において、前澤ホールディングス株式会社(以下「共同持株会社」といいます。)は未設立であり、2026年6月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月31日に開催された両社の臨時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、両社が2026年4月3日に当社の株式について株式会社東京証券取引所に新規上場申請を行ったこと等に伴い、2026年3月5日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、両社の臨時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

4 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠

(2) 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

共同持株会社の上場申請等

7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

(1) 組織再編成対象会社の株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

議決権の行使の方法について

8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

普通株式について

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

3 事業等のリスク

(1) 経営統合に関するリスク

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

発行済株式

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(4) 役員の報酬等

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類

臨時報告書

(添付書類の追加)

前澤工業の臨時株主総会の議事録の写し

前澤化成工業の臨時株主総会の議事録の写し

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	38,252,768株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、共同持株会社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4

(注) 1 普通株式は、2025年12月16日に開催された両社の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)、2026年3月31日に開催予定の両社の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

2 (省略)

3 両社は、共同持株会社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に新規上場申請を行う予定です。

4 (省略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	38,252,768株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、共同持株会社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4

(注) 1 普通株式は、2025年12月16日に開催された両社の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)、2026年3月31日に開催された両社の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

2 (省略)

3 両社は、共同持株会社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に2026年4月3日付で新規上場申請を行いました。

4 (省略)

2 【募集の方法】

(訂正前)

株式移転によることとします。(注) 1、2

(注) 1 (省略)

- 2 共同持株会社は、上記「1 新規発行株式」に記載の共同持株会社の普通株式について、東京証券取引所プライム市場への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(東京証券取引所有価証券上場規程第2条第(73)号及び第214条)により2026年6月1日より東京証券取引所に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株式(効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限ります(東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第229条において準用する第216条第1項。))について、東京証券取引所有価証券上場規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

(訂正後)

株式移転によることとします。(注) 1、2

(注) 1 (省略)

- 2 共同持株会社は、上記「1 新規発行株式」に記載の共同持株会社の普通株式について、2026年4月3日付で東京証券取引所プライム市場への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行いました。これに伴い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場(東京証券取引所有価証券上場規程第2条第(73)号及び第214条)により2026年6月1日より東京証券取引所に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株式(効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限ります(東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第229条において準用する第216条第1項。))について、東京証券取引所有価証券上場規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

(訂正前)

両社は、両社の株主総会による承認を前提として、2026年6月1日(予定)をもって、共同持株会社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を2025年12月16日の両社取締役会において作成いたしました。また、前澤工業及び前澤化成工業は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる共同持株会社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約(以下「本経営統合契約」といいます。)を締結しています。

本株式移転計画に基づき、前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、前澤化成工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.11株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、2026年3月31日に開催される予定の両社臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるとしてしております。その他、本株式移転計画においては、共同持株会社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(訂正後)

両社は、両社の株主総会による承認を前提として、2026年6月1日(予定)をもって、共同持株会社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を2025年12月16日の両社取締役会において作成いたしました。また、前澤工業及び前澤化成工業は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる共同持株会社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約(以下「本経営統合契約」といいます。)を締結しています。

本株式移転計画に基づき、前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、前澤化成工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.11株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画に定めるところにより、2026年3月31日に開催された両社臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、共同持株会社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

4 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

(2) 本株式移転に係る割当ての内容及びその算定根拠等

共同持株会社の上場申請等

(訂正前)

両社は、共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場(テクニカル上場)の申請を行うことを予定しており、上場日は、2026年6月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の株式の上場に先立ち、両社の普通株式は2026年5月28日付で上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、本効力発生日において両社の株主の皆様が割当てられる共同持株会社の普通株式は東京証券取引所に上場されているため、本株式移転に際して両社の株主の皆様が保有する株式数に応じて交付された1単元(100株)以上の共同持株会社の株式について、両社の株主の皆様は、引き続き東京証券取引所において、取引することができます。

なお、具体的な共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

(訂正後)

両社は、共同持株会社の株式について、2026年4月3日付で東京証券取引所プライム市場に新規上場(テクニカル上場)の申請を行っており、上場日は、2026年6月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の株式の上場に先立ち、両社の普通株式は2026年5月28日付で上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、本効力発生日において両社の株主の皆様が割当てられる共同持株会社の普通株式は東京証券取引所に上場されているため、本株式移転に際して両社の株主の皆様が保有する株式数に応じて交付された1単元(100株)以上の共同持株会社の株式について、両社の株主の皆様は、引き続き東京証券取引所において、取引することができます。

なお、具体的な共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

(訂正前)

前澤工業

前澤工業の普通株式の株主が、その有する前澤工業の普通株式につき、前澤工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月31日に開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を前澤工業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、前澤工業が、上記臨時株主総会の決議の日(2026年3月31日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

前澤化成工業

前澤化成工業の普通株式の株主が、その有する前澤化成工業の普通株式につき、前澤化成工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月31日に開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を前澤化成工業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、前澤化成工業が、上記臨時株主総会の決議の日(2026年3月31日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

前澤工業

前澤工業の普通株式の株主が、その有する前澤工業の普通株式につき、前澤工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月31日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を前澤工業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、前澤工業が、上記臨時株主総会の決議の日(2026年3月31日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

前澤化成工業

前澤化成工業の普通株式の株主が、その有する前澤化成工業の普通株式につき、前澤化成工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月31日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を前澤化成工業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、前澤化成工業が、上記臨時株主総会の決議の日(2026年3月31日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

(訂正前)

前澤工業

前澤工業の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2026年3月31日に開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、前澤工業の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、前澤工業に提出する必要があります。)

また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、前澤工業に2026年3月30日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

(中略)

前澤化成工業

前澤化成工業の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2026年3月31日に開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、前澤化成工業の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、前澤化成工業に提出する必要があります。)

また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、前澤化成工業に2026年3月30日午後5時15分までに到着するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

(後略)

(訂正後)

前澤工業

前澤工業の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2026年3月31日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、前澤工業の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、前澤工業に提出する必要があります。)

また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、前澤工業に2026年3月30日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

(中略)

前澤化成工業

前澤化成工業の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2026年3月31日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、前澤化成工業の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、前澤化成工業に提出する必要があります。)

また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、前澤化成工業に2026年3月30日午後5時15分までに到着するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

(後略)

8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法 (訂正前)

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、前澤工業においては前澤化成工業の、前澤化成工業においては前澤工業の最終事業年度に係る計算書類等の内容、前澤工業においては前澤化成工業の、前澤化成工業においては前澤工業の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象(以下「重要な財産の処分等」といいます。)の内容、並びに前澤工業においては前澤工業の、前澤化成工業においては前澤化成工業の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等の内容を記載した書面を、両社の本店に2026年3月16日よりそれぞれ備え置く予定です。

(後略)

(訂正後)

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、前澤工業においては前澤化成工業の、前澤化成工業においては前澤工業の最終事業年度に係る計算書類等の内容、前澤工業においては前澤化成工業の、前澤化成工業においては前澤工業の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象(以下「重要な財産の処分等」といいます。)の内容、並びに前澤工業においては前澤工業の、前澤化成工業においては前澤化成工業の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等の内容を記載した書面を、両社の本店に2026年3月16日よりそれぞれ備え置いております。

(後略)

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

(訂正前)

本経営統合契約及び本株式移転計画承認取締役(両社)	2025年12月16日
本経営統合契約締結及び本株式移転計画作成(両社)	2025年12月16日
臨時株主総会に係る基準日公告日(両社)	2025年12月16日
臨時株主総会に係る基準日(両社)	2025年12月31日
本株式移転計画承認臨時株主総会(両社)	2026年3月31日(予定)
最終売買日(両社)	2026年5月27日(予定)
上場廃止日(両社)	2026年5月28日(予定)
共同持株会社設立日(効力発生日)	2026年6月1日(予定)
共同持株会社新規上場日	2026年6月1日(予定)

但し、今後手続を進める過程で、本経営統合の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社協議のうえ、上記日程を変更する場合があります。また、今後、本経営統合に係る手続及び協議を進める中で、本経営統合の推進が遅延する事由又は推進が困難となる事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(訂正後)

本経営統合契約及び本株式移転計画承認取締役(両社)	2025年12月16日
本経営統合契約締結及び本株式移転計画作成(両社)	2025年12月16日
臨時株主総会に係る基準日公告日(両社)	2025年12月16日
臨時株主総会に係る基準日(両社)	2025年12月31日
本株式移転計画承認臨時株主総会(両社)	2026年3月31日
最終売買日(両社)	2026年5月27日(予定)
上場廃止日(両社)	2026年5月28日(予定)
共同持株会社設立日(効力発生日)	2026年6月1日(予定)
共同持株会社新規上場日	2026年6月1日(予定)

但し、今後手続を進める過程で、本経営統合の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社協議のうえ、上記日程を変更する場合があります。また、今後、本経営統合に係る手続及び協議を進める中で、本経営統合の推進が遅延する事由又は推進が困難となる事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
普通株式について

(訂正前)

前澤工業

前澤工業の普通株式の株主が、その有する前澤工業の普通株式につき、前澤工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月31日に開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を前澤工業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、前澤工業が、上記臨時株主総会の決議の日(2026年3月31日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

前澤化成工業

前澤化成工業の普通株式の株主が、その有する前澤化成工業の普通株式につき、前澤化成工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月31日に開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を前澤化成工業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、前澤化成工業が、上記臨時株主総会の決議の日(2026年3月31日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

前澤工業

前澤工業の普通株式の株主が、その有する前澤工業の普通株式につき、前澤工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月31日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を前澤工業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、前澤工業が、上記臨時株主総会の決議の日(2026年3月31日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

前澤化成工業

前澤化成工業の普通株式の株主が、その有する前澤化成工業の普通株式につき、前澤化成工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月31日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を前澤化成工業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、前澤化成工業が、上記臨時株主総会の決議の日(2026年3月31日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

2 【沿革】

(訂正前)

2025年12月16日 両社は、両社の株主総会の承認及び本株式移転を行うにあたり必要な許認可の取得等を得られることを前提として、本株式移転により共同で共同持株会社を設立することについて決議し、本経営統合契約を締結し、本株式移転に係る株式移転計画書を共同作成いたしました。

2026年 3 月31日 両社は、両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。

2026年 6 月 1 日 両社が株式移転の方法により共同持株会社を設立する予定です。また、共同持株会社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書(前澤工業については2025年 8 月27日提出、前澤化成工業については2025年 6 月23日提出)をご参照ください。

(訂正後)

2025年12月16日 両社は、両社の株主総会の承認及び本株式移転を行うにあたり必要な許認可の取得等を得られることを前提として、本株式移転により共同で共同持株会社を設立することについて決議し、本経営統合契約を締結し、本株式移転に係る株式移転計画書を共同作成いたしました。

2026年 3 月31日 両社は、両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。

2026年 6 月 1 日 両社が株式移転の方法により共同持株会社を設立する予定です。また、共同持株会社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書(前澤工業については2025年 8 月27日提出、前澤化成工業については2025年 6 月23日提出)をご参照ください。

第2 【事業の状況】

3 【事業等のリスク】

(1) 経営統合に関するリスク

(訂正前)

共同持株会社の設立は2026年6月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 株主総会で承認が得られないリスク
- ・ 何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・ 経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・ 経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(訂正後)

共同持株会社の設立は2026年6月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・ 経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・ 経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	38,252,768	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の 配当に関する請求権その他の権利 内容に何ら限定のない、共同持株 会社における標準となる株式で す。 普通株式は振替株式であり、単元 株式数は100株です。
計	38,252,768		

(注) 1 (省略)

2 両社は、共同持株会社の普通株式について、2026年4月3日付で東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。

3 (省略)

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	38,252,768	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の 配当に関する請求権その他の権利 内容に何ら限定のない、共同持株 会社における標準となる株式で す。 普通株式は振替株式であり、単元 株式数は100株です。
計	38,252,768		

(注) 1 (省略)

2 両社は、共同持株会社の普通株式について、2026年4月3日付で東京証券取引所に新規上場申請を行いました。

3 (省略)

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(訂正前)

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、今後策定する予定です。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定め、具体的な報酬等の額については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定するものとする予定です。

なお、共同持株会社の設立の日から2027年3月31日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として共同持株会社から受ける財産上の利益の総額は、2026年3月31日に開催される前澤工業及び前澤化成工業の臨時株主総会にて承認されることを前提として、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額については年額2億円以内とする旨、監査等委員である取締役の報酬等の額については年額8千万円以内とする旨、並びに、共同持株会社の成立時点における前澤工業又は前澤化成工業の取締役である共同持株会社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の報酬等のうち、株式報酬制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容を、共同持株会社の定款(附則)に定める予定です。

(訂正後)

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、今後策定する予定です。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定め、具体的な報酬等の額については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定するものとする予定です。

なお、共同持株会社の設立の日から2027年3月31日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として共同持株会社から受ける財産上の利益の総額は、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額については年額2億円以内とする旨、監査等委員である取締役の報酬等の額については年額8千万円以内とする旨、並びに、共同持株会社の成立時点における前澤工業又は前澤化成工業の取締役である共同持株会社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の報酬等のうち、株式報酬制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容を、共同持株会社の定款(附則)に定める予定です。

第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

前澤工業

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年9月4日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2025年12月16日関東財務局長に提出

前澤化成工業

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年6月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2025年12月16日関東財務局長に提出

(訂正後)

前澤工業

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年9月4日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2025年12月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2026年4月1日関東財務局長に提出

前澤化成工業

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年6月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2025年12月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2026年4月1日関東財務局長に提出